

## 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会委員

区分		氏名	所属団体等
(1) 特定援助者等	特定援助者	ひきこもり	遠藤 明子 虹の会（不登校や障害・ひきこもりの親の会） 代表
		知的障がい	大谷 喜博 （一社）鳥取県手をつなぐ育成会 会長
		重症心身障がい	伊井野 一郎 鳥取県重症心身障害児(者)を守る会 会長
	被援助者	認知症	藤田 和子 （一社）日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
	その他の家族等	難病	山中 千容子 （一社）日本 ALS 協会県支部 幹事
(2) 特定援助者等支援を行う団体	ヤングケアラー	DAICHI	（大）鳥取大学 学生
		福島 史子	鳥取県いじめ・不登校総合対策センター スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー
	出産直後	平井 和恵	（一社）鳥取県助産師会 会長
	老老介護・認知症	手嶋 恒久	男性介護者ネットワーク鳥取県 代表
	依存症	岩岸 直美	県依存症支援拠点機関・渡辺病院 精神保健福祉士
	多様な就労	坪倉 孔喜	（社福）日南福祉会理事長
(3) 特定援助者等支援について知見を有する者	学識経験者	青木 淳英	（学法）藤田学院鳥取短期大学 准教授
	市町村（福祉）	高垣 智恵子	智頭町福祉課 参事（福祉事務所）
	市町村（介護）	池田 伸夫	北栄町地域包括支援センター センター長
	社会福祉協議会	朝倉 香織	（社福）鳥取県社会福祉協議会 部長
	民生・児童委員	西井 通	鳥取県民生児童委員協議会 理事
(4) その他知事が適当と認める者	経営	中山 孝一	鳥取県商工会議所連合会 幹事長
	労働	寺田 真里	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長

※1月27日から2月10日まで委員の公募を行いました。応募はありませんでした。

## 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会運営規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和4年・鳥取県条例第28号）第14条第7項の規定により、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員長）

第2条 審議会に委員の互選による委員長1人を置く。

2 委員長は審議会を進行する。

（副委員長）

第3条 審議会に、委員長の指名により副委員長を置く。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

（招集）

第4条 審議会は、委員長が招集する。

2 審議会の委員は、必要と認めるときは、委員長に審議会の招集を求めることができる。

3 福祉保健部長は、委員長に審議会の招集を求めることができる。

（会の庶務）

第4条 会の庶務は、福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課にて行う。

附 則

この規程は、令和5年3月 日から施行する。

（参考1）

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和4年12月26日・鳥取県条例第28号）（審議会部分の抜粋）

（孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会）

第14条 県は、県が単独で、又は市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等と協働して行う特定援助者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、特定援助者等、特定援助者等支援を行う団体に属する者、特定援助者等支援について知見を有する者その他知事が適当と認める者から知事が任命するものとする。この場合において、委員のうち、2人以上は、県内において特定援助者等支援を現に行っている者とする。

4 委員は、引き続いて1年以上、国、県又は市町村の職員又は職員であった者が半数を超えてはならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(参考2)

鳥取県附属機関条例（平成25年10月11日・鳥取県条例第53号）（抜粋）

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この条例に規定する事項について法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

2 別表第2の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

3 前2項に定めるもののほか、知事、教育委員会その他の執行機関は、設置期間が1年未満の附属機関を設置することができる。

4 執行機関は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、機関の名称、調査審議させる事項、設置期間その他必要な事項を告示しなければならない。

(組織)

第3条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。

2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会等)

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和4年鳥取県条例第28号）第14条第1項に規定する事項

# 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある 支え愛社会づくり推進条例

本人及び家族・援助者の支援に一体的に取り組む条例は  
全国初

ヤングケアラー、老々介護、8050問題をはじめとする課題について、地域の絆を活かして対策を行い、困っている人にちょっとした手助けを行うあいサポートの精神で孤独・孤立を防ぎ誰一人取り残さない社会をつくる

以下について、県・市町村・関係団体等の役割として規定すること等により推進

○**県民、行政、事業者、関係機関等相互のネットワークの強化**  
→ 地域に必要な支援が届いていない方の発見・見守りと支援機関へのつなぎ、関係者で連携した支援の実施 等

○**個人情報情報の活用**  
→ 支援に必要な情報をできる限り関係機関で共有（法令に情報共有の根拠がない場合は本人同意取得による）

○**包括的な支援、制度の狭間の方への対応の充実**  
→ 高齢、障がいなど課題ごとの縦割りではなく、家族等を包括的に支援する体制整備  
→ 地域資源の活用で新たな施策を創設すること等により制度の狭間の方に対応 等

○**支援、相談等を担う人材の育成・確保**  
→ 直接支援やコーディネートを行う高いスキルを持った人材育成等

○**必要な各種施策の推進**  
→ アウトリーチも含めた相談体制充実、ピアサポート推進、レスパイト支援充実、修学支援 等

施行日：令和5年1月1日

## 地域

ヤングケアラー 産後うつ 老々介護



8050問題

援助を必要とする方、それらの人を援助する身近な方で、孤独・孤立の状態にある方

包括的支援体制

県

市町村

関係機関

県民・事業者

ネットワークの充実

## 支え愛社会づくりに向けた県・市町村の取組

県事業(主なもの、令和5年度当初予算分・・・今後、さらなる充実を検討)

事業名	事業主体	支援内容	対象者
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進事業	NPO法人(県委託)	孤独・孤立に関する相談窓口を設置(電話相談：年中無休、対面相談：東部・中部・西部の県立ハローワーク内に設置)	孤独・孤立で悩む方など、困りごとを抱えている方
孤独・孤立を防ぐための市町村包括支援体制強化事業	市町村(県補助)	市町村が行う従来の属性別(高齢、障がい、子育てなど)の支援体制ではなく、狭間のニーズに対応できる包括的な支援体制の整備・充実に対して支援(例：包括的に相談を受け付ける窓口を新規に設置、例：各窓口で受付けた相談を適切な窓口につなぐコーディネーターを配置など)	
子育て世帯訪問支援・保護者支援臨時特例事業	市町村(県補助)	支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等)、育児支援(保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育等)を実施	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭 妊産婦がいる家庭 ヤングケアラー等がいる家庭
ひきこもり対策推進事業	NPO法人(県委託)	とっとりひきこもり生活支援センターの設置、ひきこもりSNS相談 など	ひきこもりの方、その保護者の方など

【鳥取市】つながりサポーターの養成(令和4年10月～)

さまざまな事情で、社会から孤立してしまうケースを地域の人などに早い段階で見つけてもらい、支援につなげていく市民ボランティアの養成(令和4年12月、市民や行政関係者を対象に養成 講座を開催)

【米子市】総合相談支援センター「えしこに」(令和4年4月～)

「どこに相談したらいいかわからない」などの福祉の困りごとを受け、「えしこに(いい具合に※米子の方言)“支援・①福祉のよろず相談、②地域包括支援センター、③ひきこもり相談、④成年後見制度の相談、⑤制度の狭間の相談、⑥チーム支援の調整の6つの機能を一体的に実施



鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例をここに公布する。

令和4年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県条例第28号

##### 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例

豊かな自然と歴史的に育まれてきた地域の人々の絆に恵まれた鳥取県では、地域の住民が互いに支え合う温もりのある社会づくりが進められてきた。

しかし、近年、核家族化の進行、都市化の進展、社会の高度化・複雑化等により家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭内における過重な介護等の負担により学習や就業に支障を来しているヤングケアラーといわれる若者、子育てにおける孤立感等が原因となる産後鬱を発症する者、高齢者が高齢者を介護する老老介護や高齢の親が中高年のひきこもり状態にある子を支える8050問題といわれる身体的又は精神的負担を負う者等が、本人が望まない孤独を感じ、又は孤立していることが、大きな課題として認識されるようになった。

これらの課題は、本人や家庭内だけで解決することは容易ではなく、周囲の理解を深め、協力を得ながら、共に支え合い生きる「支え愛」の理念の下、個々の県民生活の実情に即したきめ細やかな対策が必要となっている。

県、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体が一体となって、全ての県民が望まない孤独を感じ、又は孤立することを防ぎ、人々の絆を活かし、援助を必要とする者の存在に気づき、必要な支援を行う誰一人取り残さない社会づくりを推進することで、全ての県民がふるさと鳥取で安心して暮らし続けることができるよう、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、援助を行う者、援助を受ける者及びその他の家族の支援に関し、県及び市町村の責務並びに県民、事業者及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、相互の連携と協力により、その支援に関する施策に取り組むために必要な事項を定め、援助を行う者及び援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりの推進に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭内援助 高齢、障がい、ひきこもりその他の事由により援助を必要とする者に対して、その家族等（同居又は別居を問わず、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹その他の親族又はその他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）が無償で行う介護、看護、日常生活上の世話その他の援助をいう。
- (2) 特定援助者 家庭内援助を行う者をいう。
- (3) 被援助者 家庭内援助その他の身体的又は精神的援助を受ける者をいう。
- (4) 特定援助者等 特定援助者、被援助者及びその他の家族等をいう。
- (5) 特定援助者等支援 特定援助者等に生じる身体的又は精神的負担を軽減させるとともに、孤独・孤立の

問題に対応するため、行政若しくは民間が、又は行政と民間との協働により行う支援をいう。

- (6) 関係団体等 福祉、医療、保健、就労、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じ

て、日常的に特定援助者等支援に関わる可能性がある団体又は個人をいう。

- (7) 民間支援団体 特定援助者等支援を行うことをその設置目的の一つとする民間の団体をいう。

#### (基本理念)

第3条 特定援助者等支援は、全ての特定援助者等が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、自己実現や社会参加をすることができるように行われなければならない。

- 2 特定援助者等支援は、県、市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、特定援助者等との信頼関係を構築しつつ、特定援助者等が孤独を感じ、又は孤立することのないように共に支え合い生きる支え愛の理念の下で行われなければならない。

3 特定援助者等支援においては、全ての特定援助者等が、適切な教育及び就労の機会並びにその他必要なサービスの提供を受ける機会が確保されるように十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、特定援助者等支援に関する施策を実施するとともに、市町村、事業者、関係団体等及び民間支援団体との有機的連携を図る責務を有する。

2 県は、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体による特定援助者等支援の一層の促進のために情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の法律に基づくサービス（以下「法令等サービス」という。）の提供及び特定援助者等支援に関する施策の実施に取り組むとともに、包括的な相談支援体制の整備、特定援助者等の社会参加のために必要な支援及び住民相互の交流促進を通じた互いに支え合う地域づくりの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市町村は、法令等サービスによっては十分な援助を受けることができないと考えられる特定援助者等又は必要な援助を受けることができていない特定援助者等に対して、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって、支援するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、あらゆる機会を通じて、特定援助者等についての理解と関心を深めるとともに、見守り及び声かけその他の特定援助者等支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、特定援助者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用し、又は雇用しようとする者が特定援助者である可能性があることを認識し、その就労と家庭内援助との両立ができるよう配慮に努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第8条 関係団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係団体等は、その業務を通じて日常的に特定援助者に関わる可能性があることを認識し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、その家庭内援助の現状並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性の有無、特定援助者の家族等に他に家庭内援助を必要とする者がいないか把握に努めるものとする。

3 関係団体等は、特定援助者等支援が必要と考えられる者に対し、特定援助者等支援を行う機関の紹介その他の情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 教育に関する業務を行う関係団体等は、日常的に児童、生徒、学生その他の教育を受ける者と接する機会を活用し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、その家庭内援助の状況並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性について早期の把握に努めるとともに、早期の支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(個人情報情報の活用と保護)

第9条 県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、特定援助者等支援の実施に当たっては、必要に応じてその保有する個人情報情報を共有するよう努めるものとする。

2 前項の規定による個人情報情報の共有は、個人情報情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法律の規定に基づき、又は本人の同意を得て行うものとする。

3 第1項の規定により共有する個人情報情報の内容及び共有する者の範囲は、必要な最小限のものとしなければならない。

(特定援助者等支援に関する施策の推進)

第10条 県は、市町村と連携協力して、別表に掲げる施策その他の特定援助者等支援のために必要となる施策を推進するものとする。

(人材の育成等)

第11条 県は、特定援助者等支援が適切に行われるよう、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の特定援助者等支援又はそれらの支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第12条 県は、特定援助者等支援の重要性について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、必要な普及啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、特定援助者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会)

第14条 県は、県が単独で、又は市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等と協働して行う特定援助者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、特定援助者等、特定援助者等支援を行う団体に属する者、特定援助者等支援について知見を有する者その他知事が適当と認める者から知事が任命するものとする。この場合において、委員のうち、2人以上は、県内において特定援助者等支援を現に行っている者とする。

4 委員は、引き続いて1年以上、国、県又は市町村の職員又は職員であった者が半数を超えてはならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項
<b>孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会</b>	<b>鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例(令和4年鳥取県条例第 号)第14条第1項に規定する事項</b>		
略		略	

別表（第10条関係）

区分	施策の主な内容
<p>特定援助者等に対する一般的施策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携を推進すること。</li> <li>2 既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって支援すること。</li> <li>3 特定援助者等に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備又は充実を図ること。この場合において、相談対応に際しては、利便性に配慮するとともに、必要に応じてソーシャルネットワーキングサービスその他の情報通信技術を活用すること。</li> <li>4 ピアサポートの推進や自助グループの育成を図ること。</li> <li>5 支援に関する制度その他の社会規範の情報を必要とする者に届くよう適切に情報提供を行うこと。</li> <li>6 特定援助者等に対する包括的な支援を行うこと。</li> <li>7 特定援助者等が支援を求める旨の意思表示をしやすい環境を整備すること。</li> <li>8 特定援助者の家庭又は学校以外の居場所の確保及び社会参加に向けた支援を行うこと。</li> </ol>
<p>ヤングケアラーをはじめとする特定援助者を支援する施策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定援助者が休息若しくは休養を要する場合又は家庭内援助を行うことが特定援助者にとって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。</li> <li>2 特定援助者等のみならず広く県民が家庭内援助に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施その他の普及啓発活動を行うこと。</li> <li>3 特定援助者の修学又は就業に関する支援を行うこと。</li> <li>4 育児又は介護と仕事との両立を容易にするために事業者が特定援助者に対して行う取組を支援すること。</li> <li>5 関係団体等に属する者を対象とした、特定援助者を早期に認知するための研修及び県民への普及広報活動を行うこと。</li> </ol>
<p>障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被援助者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、福祉サービス、生活訓練、就労支援その他のサービスの充実を図ること。</li> <li>2 1に掲げるサービスの提供を受けることができる機会の確保及び充実を図るため、必要な施設の整備を推進すること。</li> <li>3 特定援助者の高齢化その他の事情により援助が困難となった場合においても、被援助者の希望に応じて地域での生活を続けられるよう支援すること。</li> <li>4 被援助者が、その人格と個性を尊重され、その特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現のため、あいサポート運動、認知症サポーターの養成・支援その他の活動を推進すること。</li> </ol>

(注) この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 アウトリーチとは、必要とする支援が届いていない者に対して、積極的に働きかけて、必要な支援を受けさせ、又は支援を受けるための情報を提供する手法をいう。
- 2 ソーシャルネットワーキングサービスとは、登録された利用者同士が交流できるウェブサイト上の会員制サービスのことをいう。
- 3 ピアサポートとは、同じような立場や課題に直面する者が互いに支え合うことをいう。

- 4 自助グループとは、同じ問題を抱える者が集まり、相互理解や相互支援を行う集団をいう。
- 5 ヤングケアラーとは、家族に介護その他のケアを要する人がいる場合に、大人と同様、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子どもをいう。
- 6 あいサポート運動とは、県民が多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある者に温かく接するとともに、障がいのある者が困っているときにちょっとした手助けを行うことにより共生社会を目指す運動をいう。
- 7 認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の患者やその家族に対してできる範囲で手助けする者をいう。

## 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例制定を受けた事業の検討

## 1 令和5年度当初（骨格）予算（新規・拡充分）

事業名	事業概要	事業費	区分
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進事業	<p>(1) 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会事業 [934千円]</p> <p>(2) 孤独・孤立に関する相談窓口設置事業 [20,000千円] 「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」での意見も踏まえ、令和4年11月に設置した孤独・孤立に関する様々な相談の総合的な窓口「生活困りごと相談窓口」を運営する。</p> <p>&lt;窓口の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対面相談 県内3か所の県立ハローワーク内に設置（週2回開設）</li> <li>・電話相談 年中無休（平日：午前8時30分～午後5時15分、土日祝日：午前9時～午後5時15分）</li> </ul>	20,934 千円	新規
孤独・孤立を防ぐための市町村包括的支援体制強化事業	<p>包括的な支援体制については、住民に身近な市町村が主体となって実施することが重要であり、市町村がそうした支援体制を整備、充実していけるよう、国が定める包括的支援体制の一つのスキームである「重層的支援体制整備事業」(※)について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援する。</p> <p>※地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、市町村が社会福祉法に基づき、属性や世代を問わない「相談支援」、既存制度の支援では対応できないニーズに対し、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う「参加支援」、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保等を行う「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う事業</p> <p>【実施主体】市町村（実施予定：鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、北栄町）</p> <p>※八頭町、湯梨浜町、琴浦町、日吉津村は準備事業を実施予定（国が直接補助）</p> <p>【補助対象経費】重層的支援体制整備事業の実施に係る経費を支援</p> <p>※主に人件費、事務費など</p> <p>例)・福祉の様々な相談をワンストップで受け止める総合相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯訪問調査等のアウトリーチで把握した情報をもとに対象世帯をピックアップし、当該世帯への訪問等により、支援につなげるための信頼関係づくりを図る など</li> </ul> <p>【負担割合】国 1/2（直接市町村へ）、県 1/4（参加支援等）、市町村 1/4</p>	31,750 千円	新規
子育て世帯訪問支援臨時特例事業	<p>支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）、育児支援（保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育、地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等）を行うことで家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。(実施予定：鳥取市、米子市、岩美町、琴浦町、伯耆町)</p>	10,705 千円	新規

## 2 現在検討中の事業

- (1) 既存の法令等サービスで十分な援助が出来ない人（制度の狭間にある人）への支援（条例中、第10条・別表）
  - ・地域の社会資源の活用等によって、制度の狭間に陥っている人に対する新たな支援施策を実施する市町村を支援する。
- (2) アウトリーチも含めた相談体制の整備・充実（同第10条・別表）
  - ・アウトリーチ・ネットワークづくり等に取り組む市町村を支援する。
  - ・孤独・孤立官民連携プラットフォームと連携して広報・啓発等を充実する。
  - ・相談機関、支援機関の連携強化のための情報共有や研修等を充実する。
- (3) ピアサポートの推進・自助グループの育成（同第10条・別表）
  - ・同じ悩みを持つ者同士が支え合うピアサポート活動に取り組む県内団体に活動費を補助する。
- (4) 家庭内援助に関する理解を深めるための情報の提供・研修の実施・普及啓発活動（同第10条・別表）
  - ・ヤングケアラー元当事者による出前授業を実施し学校での啓発を図る。
  - ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有しやすくするため、SNS上にチャットにより交流できるコミュニティの場を提供。
- (5) 人材の育成等（同第11条）
  - ・支援の調整を担う人材を育成する研修を行う。

## とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームについて

## 1 設立趣旨

孤独・孤立の問題については、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合があり、一方で、NPO 法人や社会福祉法人等の支援機関単独では対応が困難な実態もあることから、行政、民間支援機関等、多様な主体が幅広く参画し、官民一体で取組を推進する。

## 2 構成機関

民間支援機関等	NPO 法人鳥取青少年ピアサポート、N.K.C ナーシングコアコーポレーション合同会社、NPO 法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所、(社福)鳥取いのちの電話、鳥取県地域生活定着支援センター、(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会、鳥取県民生児童委員協議会、鳥取県児童福祉入所施設協議会、鳥取県居住支援協議会、日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)、鳥取県商工会議所連合会、(社福)鳥取県社会福祉協議会
行政	市町村、県

## 3 活動状況

## (1) 第1回会議(2022(令和4)年9月14日)

- ・プラットフォームの設立。国の動き、県の取組状況等を報告し、意見交換。

## (2) 第2回会議(2022(令和4)年12月27日)

- ・県が総合的な孤独・孤立の窓口として「生活困りごと相談窓口」を設置したことを報告。
- ・この窓口は必要に応じて要支援者をプラットフォーム構成機関につなぐこと、各構成機関では対応が困難な案件はこの窓口を通じて適切な相談窓口等につなぐこと等を合意。
- ・県内アンケート調査の実施状況、令和5年度事業実施の方向性等を報告し、意見交換。

## 4 孤独・孤立に関する国の動き

## (1) 孤独・孤立対策の重点計画策定(2021(令和3)年12月28日 孤独・孤立対策推進会議)

- ・「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」(令和3年11月12日～)において、全国知事会を含む関係者からヒアリングし、内容を検討した。
- ・「孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく」「社会全体で対応しなければならぬ」とする基本理念や、「声を上げやすい環境整備」といった基本理念、ヤングケアラーの「居宅訪問による家事・育児等を支援」などの具体的施策を定めている。

## (2) 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置(2022(令和4)年2月25日)

- ア 目的 孤独・孤立に取り組む多様な NPO 等支援組織間の連携及び官民連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組を推進する。(内閣官房にて所管)
- イ 構成員
- ・会員：関係府省庁、有識者、NPO 等支援団体、各分野の全国団体等
  - ・協力会員：経済団体、全国知事会等連合組織、都道府県・市町村等
  - ・賛助会員：民間団体、助成団体等
- ウ 活動内容(予定)

孤独・孤立に関する現場課題ワークショップ、分科会開催、シンポジウム等

## (3) 孤独・孤立の実態把握のための全国調査結果の公表(令和4年4月公表)

- ・全国の16歳以上の個人を対象に2万人を抽出調査し、11,219人が回答(回答率56.1%)  
(調査期間：202(令和3)年12月～2022(令和4)年1月)。
- ・孤独感が「しばしばある・常にある」人の割合：4.5%、男女別の割合：男性4.9%・女性4.1%、年代別の割合：30代が最も多い、雇用形態別の割合：失業中が最も多い等
- ・国は、今後も調査を続けて実態把握を進め、孤独・孤立の防止策を講じる方針。

#### (4) 令和5年度予算要求（内閣官房）

- ア 孤独・孤立の実態把握に関する経費（44百万円）
  - ・令和3年度、令和4年度に引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施
- イ NPO等の連携に関する経費（27百万円）
  - ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、複合的・広域的な連携強化活動、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動、情報共有・相互啓発活動を促進
- ウ 孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査（120百万円）
  - ・NPO等活動を熟知した中間支援組織による孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤整備のための支援モデルを構築し、全国展開を図る

#### (5) 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの令和5年度取組予定

- ・複合的・広域的な連携強化活動（分科会、ワークショップなど）
- ・全国的な普及活動（シンポジウムの開催、孤独・孤立対策強化月間の設定、特色ある取組の紹介など）
- ・情報共有、相互啓発活動（メールマガジン、ツイッターでの情報発信、支援を行うNPO法人等への状況調査など）

#### (9) 「孤独・孤立対策推進法案」（2023（令和5）年3月3日閣議決定、衆議院審議中）

- ・近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部（仮称）の設置等について定めるもの。

（施行期日：2024（令和6）年4月1日）

- ・地方公共団体は、孤独・孤立状態にある当事者等の状況に応じた施策の策定や実施の責務を有することとなるとともに、必要な啓発活動、相談に応じて支援を推進するための施策の実施、「孤独・孤立対策地域協議会」（※）の設置等の努力義務を負うことになる。  
※関係機関等により構成され、必要な情報交換や支援内容に関する協議を行う法定の協議会

### 5 プラットフォーム以外の孤独・孤立に関する県の動き

#### (1) 鳥取県庁孤独・孤立プロジェクトチームの設置（2022（令和4）年2月22日～）

コロナ禍による孤独・孤立対策を部局横断的に実施

- ・チーム長：統轄監
- ・構成部局：令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、総務部、地域づくり推進部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、商工労働部、教育委員会事務局

○第1回会議（2022（令和4）年2月22日）

- ・プロジェクトチーム設置、国の取組及び各部局の取組の確認・共有 など

○第2回会議（2022（令和4）年4月26日）

- ・国の全国調査結果の共有、ホームページの充実、各相談窓口等の連携状況確認 など

○第3回会議（2023（令和5）年2月8日）

- ・とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの第2回会議結果の共有、令和5年度事業実施の方向性についての確認 など

#### (2) 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例の制定（令和5年1月施行）

ヤングケアラーや産後鬱、老老介護や8050問題に直面する人等の孤独・孤立について、本人や家庭内だけで解決することが難しいことから、施策の実施や関係団体等の有機的連携を図り、人々の絆を活かして、互いに支え合う温もりのある社会づくりを推進することで解決を図る。

## 今後の予定

年月	審議会	備考
令和5年 4月	第1回（今回） ・ 審議会運営規程の制定・委員長の選任 ・ 本県の状況及び課題 等	
8～11月	第2回審議会 ・ 令和6年度に取り組むべき施策について 等	
1～3月	第3回審議会	議題に応じて開催